

標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬の月額比較及び組合員の同意等（定時決定用）

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、標準報酬定時決定基礎届を届け出るにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の名前を記入してください。
なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

Table with 4 columns: 所属所番号, 企業 (部課署番号), 所属所 (部署) 名称

Table with 4 columns: 組合員番号, 組合員名前, 生年月日, 性別

【前年7月～当年6月の報酬額等の欄】

Table with 5 columns: 算定基礎月の報酬支払基礎日数, 固定的給与, 非固定的給与, 合計. Rows for months 7 to 6.

【標準報酬の月額比較欄】※全て給与支給機関が記載してください。

Table comparing 従前の標準報酬の月額 with 短期給付標準報酬, 厚生年金標準報酬, 退職等年金標準報酬.

Table for 前年7月～本年6月の合計額 (※) and 前年7月～本年6月の平均額 (※) with sub-tables for 短期給付, 厚生年金, 退職等年金.

Table for 本年4月～6月の合計額 (※) and 本年4月～6月の平均額 (※) with sub-tables for 短期給付, 厚生年金, 退職等年金.

Table for 2等級以上 (○又は×) 修正平均額 (※) in 円.

【標準報酬の月額比較欄】の (※) 部分を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数17日未満の月の報酬額は除く。
② 休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
③ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年6月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
イ 前年7月から当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年7月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除く (当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定しても差し支えないこと。)

【組合員の同意欄】

私は、本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当所属所 (部署) が申立てすることに同意します。
組合員名前

【備考欄】

備考欄